

改善方策の検討を求める書式等

(第4回地方における規制改革タスクフォース ヒアリング対象)

環境省 環境再生・資源循環局

産業廃棄物処理計画書	1
産業廃棄物処理計画実施状況報告書	4
産業廃棄物管理票交付等状況報告書	7

総務省 自治行政局

入札参加資格申請書・添付書類	9
(参考)	
納税証明書交付申請書	12

改善方策の検討を求める書式等④

所 管 府 省	環境省	環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
書式等の名称	産業廃棄物処理計画書	
手続の根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）において、「一定の量以上の産業廃棄物または特別管理産業廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）に対して、廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画および実施状況報告の作成、および都道府県知事への提出」が義務付けられている。</p> <p>その際に必要となる「産業廃棄物処理計画書」「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」のフォーマットが各都道府県で異なり、また別途添付書類を要求するところもありで、申告する企業等にとってはその作業において多大な負担となっている。</p> <p>29年度申請の例を挙げると、電子データの場合「Ms-Excel」「Ms-Word」と2通りあり、同じアプリケーションでもフォーマットが異なっていた。また報告書の他に追加資料を求められる自治体もあった。</p> <p>さらに、提出方法も、電子申請システムのアップロード・電子メールに添付・郵送と様々であった。</p> <p>そこで、報告書フォーム、添付すべきデータ、提出方法の統一化が図られれば当該作業のシステム化が容易となり申請側の負担が大きく削減できる。</p> <p>また、提案として、そもそも報告書の元になる数値は、JWセンターの電子マニフェスト（JWNET）に登録している業者であればダウンロードが可能である。このシステムの使用を関係する企業、業者に促進することで、窓口の一本化を含めた更なる作業効率化が図られるのではないかと考える。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業5）</p>		
<p>本報告書は廃棄物処理法施行規則様式第二号の八及び九（法第八条の四の五関係及び同条四の六関係）で詳細かつ具体的に統一様式が明示されている。</p> <p>しかし、一部自治体から独自様式での提出や法律様式以上に詳細な別途調査を求められており、またそうした自治体が増加しているため、本来可能であるはずの統一様式での書類作成ができず、業務の非効率が生じている。</p> <p>そもそも法律に基づいた調査以外の任意調査について、その目的と効果について、公共上いかなる具体的必要性によるものか明確でない。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業6）</p>		
<p>・書式はほぼ同じだが、僅かな違があれば、業務の効率化の為の必要書類の電子化、共通化ができない。そのため全国統一のシステム構築ができない。（年46件程度）</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業8）</p>		

改善方策の検討結果

〔①改善方策の内容〕

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に義務付けられている産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書の様式については、都道府県及び政令市に対し、既に定めてある統一的な様式（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年九月省令第三十五号）様式第二号の八）の使用を要請する。

ご指摘の電子マニフェストと産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書の連携については、様式中に産業廃棄物の委託量以外の項目も多数あり、また、同時に紙マニフェストも使用する場合等があることから、必ずしも作業効率化が図られるものではないと考えられる。そのため、まずは電子マニフェストの普及の促進が必要であり、システムの利便性向上や使用料金の低減、説明会の開催により更なる普及の促進を図るものとする。

提出方法の統一化については、申請者の負担軽減のため、統一様式の運用状況の把握や適切な方法による電子申請の促進を図るものとする。

〔②当該改善方策の実施時期〕

廃棄物処理法に基づく届出等の様式の統一、電子マニフェストの普及の促進及び電子申請の推進については、平成29年6月26日全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議及び平成30年1月25日全国環境担当部局長会議において、各都道府県及び政令市に対し要請をしているところ。

上記要請についての効果を注視しつつ、今後も引き続き、廃棄物部局担当者の集まる場をとらまえ、各都道府県及び政令市に対し要請を行っていく。

中央環境審議会における循環型社会形成推進基本計画の改定の検討の中※でも電子化の推進については、指摘を受けているところ、今後は同計画の閣議決定を踏まえ、関係者の意見も基に、具体的な方策を検討する。

※中央環境審議会循環型社会部会については、全国知事会、全国市長会、全国町村会等が委員に含まれている。

〔③当該改善方策とする理由〕

届出等の書式については、廃棄物処理法施行規則において規定されており、改めて規則様式の利用を徹底するよう周知することで改善が見込まれる。また、都道府県等からの意見を聴取する等により実態把握に努めることが可能となる。

電子マニフェストの普及については、システムの利便性向上や使用料金の低減、説明会の開催により更なる普及の促進が見込まれ、作業の効率化が図られるものと考えられる。

また、電子化の推進については、平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「都道府県等及び申請者側の双方において効率的で効果的な対応が可能な手続きから段階的に進めることも含め、国から都道府県等への働きを行うべき」とされるとともに、「将来の世界最高水準のIT利活用社会の実現に向け、電子マニフェストと電子申請との連携等により、届出等の合理化を含むIT技術の活用による効率的・効果的なシステムの構築に向けて、あり方を検討すべき」とさ

れている。この方針に則り、都道府県及び政令市に対し電子申請の利用促進を要請するとともに、届出等の合理化の方策を検討していくものである。

改善方策の検討を求める書式等④

所 管 府 省	環境省	環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
書式等の名称	産業廃棄物処理計画実施状況報告書	
手続の根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）において、「一定の量以上の産業廃棄物または特別管理産業廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）に対して、廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画および実施状況報告の作成、および都道府県知事への提出」が義務付けられている。</p> <p>その際に必要となる「産業廃棄物処理計画書」「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」のフォーマットが各都道府県で異なり、また別途添付書類を要求するところもありで、申告する企業等にとってはその作業において多大な負担となっている。</p> <p>29年度申請の例を挙げると、電子データの場合「Ms-Excel」「Ms-Word」と2通りあり、同じアプリケーションでもフォーマットが異なっていた。また報告書の他に追加資料を求められる自治体もあった。</p> <p>さらに、提出方法も、電子申請システムのアップロード・電子メールに添付・郵送と様々であった。</p> <p>そこで、報告書フォーム、添付すべきデータ、提出方法の統一化が図られれば当該作業のシステム化が容易となり申請側の負担が大きく削減できる。</p> <p>また、提案として、そもそも報告書の元になる数値は、JWセンターの電子マニフェスト（JWNET）に登録している業者であればダウンロードが可能である。このシステムの使用を関係する企業、業者に促進することで、窓口の一本化を含めた更なる作業効率化が図られるのではないかと考える。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業5）</p>		
<p>本報告書は廃棄物処理法施行規則様式第二号の八及び九（法第八条の四の五関係及び同条四の六関係）で詳細かつ具体的に統一様式が明示されている。</p> <p>しかし、一部自治体から独自様式での提出や法律様式以上に詳細な別途調査を求められており、またそうした自治体が増加しているため、本来可能であるはずの統一様式での書類作成ができず、業務の非効率が生じている。</p> <p>そもそも法律に基づいた調査以外の任意調査について、その目的と効果について、公共上いかなる具体的必要性によるものか明確でない。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業6）</p>		
<p>・書式はほぼ同じだが、僅かな違いがあれば、業務の効率化の為に必要書類の電子化、共通化ができない。そのため全国統一のシステム構築ができない。（年46件程度）</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業8）</p>		

改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容 〕

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に義務付けられている産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書の様式については、都道府県及び政令市に対し、既に定めてある統一的な様式（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年九月省令第三十五号）様式第二号の九）の使用を要請する。

ご指摘の電子マニフェストと産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書の連携については、様式中に産業廃棄物の委託量以外の項目も多数あり、また、同時に紙マニフェストも使用する場合等があることから、必ずしも作業効率化が図られるものではないと考えられる。そのため、まずは電子マニフェストの普及の促進が必要であり、システムの利便性向上や使用料金の低減、説明会の開催により更なる普及の促進を図るものとする。

提出方法の統一化については、申請者の負担軽減のため、統一様式の運用状況の把握や適切な方法による電子申請の促進を図るものとする。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

廃棄物処理法に基づく届出等の様式の統一、電子マニフェストの普及の促進及び電子申請の推進については、平成29年6月26日全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議及び平成30年1月25日全国環境担当部局長会議において、各都道府県及び政令市に対し要請をしているところ。

上記要請についての効果を注視しつつ、今後も引き続き、廃棄物部局担当者の集まる場をとらまえ、各都道府県及び政令市に対し要請を行っていく。

中央環境審議会における循環型社会形成推進基本計画の改定の検討の中でも電子化の推進については、指摘を受けているところ、今後は同計画の閣議決定を踏まえ、関係者の意見も基に、具体的な方策を検討する。

中央環境審議会循環型社会部会については、全国知事会、全国市長会、全国町村会等が委員に含まれている。

〔 当該改善方策とする理由 〕

届出等の書式については、廃棄物処理法施行規則において規定されており、改めて規則様式の利用を徹底するよう周知することで改善が見込まれる。また、都道府県等からの意見を聴取する等により実態把握に努めることが可能となる。

電子マニフェストの普及については、システムの利便性向上や使用料金の低減、説明会の開催により更なる普及の促進が見込まれ、作業の効率化が図られるものと考えられる。

また、電子化の推進については、平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「都道府県等及び申請者側の双方において効率的で効果的な対応が可能な手続きから段階的に進めることも含め、国から都道府県等への働きを行うべき」とされるとともに、「将来の世界最高水準のIT利活用社会の実現に向け、電子マニフェストと電子申請との連携等により、届出等の合理化を含むIT技

術の活用による効率的・効果的なシステムの構築に向けて、あり方を検討すべき」とされている。この方針に則り、都道府県及び政令市に対し電子申請の利用促進を要請するとともに、届出等の合理化の方策を検討していくものである。

改善方策の検討を求める書式等④

所 管 府 省	環境省	環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
書式等の名称	産業廃棄物管理票交付等状況報告書	
手続の根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>産業廃棄物管理票交付等状況報告書（廃棄物処理法第12条の3第7項による）は、地方行政ごとに報告用フォーマットが異なる。複数の都道府県等への届出を要する事業者にとっては、手続きが煩雑となる。書式・記載事項の簡素化、統一を要望する。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業11）</p>		
<p>本報告書は廃棄物処理法施行規則様式第三号(法第八条の27 関係)で詳細かつ具体的に統一様式が明示されている。</p> <p>しかるに当社において提出義務のある97行政のうち、当該統一様式は59行政に過ぎず、38行政は独自様式となっている(2016年度実績)。</p> <p>さらに独自様式化は進む傾向にあり、システムからの自動作成ができず業務効率化に支障が生じている。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業6）</p>		
<p>産業廃棄物管理票(以下、マニフェスト)を交付した排出事業者(中間処理業者を含む)は廃棄物処理法第12条の3第7項に基づき、事業場ごとに前年度1年間の交付等の状況(産業廃棄物の種類及び排出量、マニフェストの交付枚数等)について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長への報告が必要であるが、法的様式が定められているにも関わらず、各自治体により、報告様式が異なっているため、各々の事業所で、改めて作成し報告している実態がある。報告書を標準様式として一体にすることで、標準システムによる活用が可能となり、効率化が図れる</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業29）</p>		
改善方策の検討結果		
<p>〔 改善方策の内容 〕</p> <p>管理票交付者については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）様式第三号により定める様式により報告書を作成し、産業廃棄物を排出する事業場の所在地を管轄する都道府県知事等に提出することになるが、一部の都道府県等において、義務付けではないとしつつも必要な事項として記載事項を追加するなど、様式の記載事項を独自に追加又は省略している事例が散見されている。総務省の行政評価・監視結果(「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査結果に基づく勧告(一般手続関連)」(平成25年11月1日))及び「規制改革実施計画」</p>		

(平成28年6月2日閣議決定)においても、報告書等の様式の統一化等のため、必要な措置を講ずるよう勧告されたところ。また、平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」において、「地域の実情に応じた都道府県等の適正な審査の質等を確保しつつ、事業者の事務を軽減する観点から、産業廃棄物管理票交付等状況報告書についても、様式の統一を進め、当該様式について周知をしていくべきである。」旨の指摘を受けているところである。

これらを踏まえ、報告書については、規則様式第三号を遵守する旨の通知発出等、周知を図っている。

なお、産業廃棄物管理票交付等状況報告書については、電子マニフェストを利用した場合は報告書の提出を不要としているものである。このため、電子マニフェスト研修会や操作説明会を開催するなど普及啓発活動を実施する。

中央環境審議会循環型社会部会については、全国知事会、全国市長会、全国町村会等が委員に含まれている。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

平成29年3月31日「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について(通知)」(環産発第1703317号)により規則様式第三号を遵守する旨の通知を発出。

平成29年6月26日全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議及び平成30年1月25日全国環境担当部局長会議において、各都道府県及び政令市に対し上記通知内容を周知しているところ。

上記通知の発出及び通知内容の周知についての効果を注視しつつ、今後も引き続き、廃棄物部局担当者の集まる場をとらえ、各都道府県及び政令市に対し通知の内容周知を行っていく。

電子マニフェスト研修会や操作説明会を開催しているところ。来年度以降も引き続き、実施する。

〔 当該改善方策とする理由 〕

書式については施行規則において規定をされており、改めて統一様式の利用を徹底するよう周知することで改善が見込まれる。

電子マニフェストの普及については、システムの利便性向上や使用料金の低減、わかりやすい説明会の開催により更なる普及の促進が見込まれ、報告書作成作業の削減が図られるものと考えられる。

改善方策の検討を求める書式等 -

所 管 府 省	総務省	自治行政局行政課
書式等の名称	入札参加資格申請書・添付書類	
手続の根拠規定	地方自治法施行令第167条の5、第167条の5の2他	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>地方自治体の競争入札に参加するためには、地方自治体ごとに定められた「競争入札の参加資格申請書」を作成する必要がある（平成26年4月現在、47都道府県及び1718市町村）。</p> <p>近時「電子申請」にて申請を受理している地方自治体が増えているものの、依然、紙による申請を要求しているところが多い。添付書類にも統一性がなく、中には申請書類の提出に際し細部（書類の綴じ方、使用ファイルの色等）まで指定する地方自治体もあり、特に全国展開している会社に過重な事務負担が生じている。</p> <p>様式を統一化することにより、地方自治体及び民間事業者双方の事務効率化の促進に繋がる。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業26）</p>		
<p>地方自治体の「指名競争入札参加資格審査申請」の提出にあたり、同じような内容を記載して提出しているが、地方自治体ごとに、書式・様式が異なり、大変な労力を要している。書式・様式によっては、一マスに一文字ずつ入力させるものもあり、大変面倒である。EXECL,WORDでの入力可能な書式ではなく、PDFでの手書き申請もある。</p> <p>また、各地方自治体を個別にみても、毎回、書式・様式が変更され、その確認作業だけでも事務負担が増大している。さらには、書類の綴じ方、ファイルの色・形状指定、ファイルへのタイトル文言指定、郵送時の封筒への文言指定など、地方自治体によりそれぞれ異なるため、事務負担が非常に大きい。</p> <p>その他、電子申請にも関わらず、電子申請終了後にも同じ内容について、紙で提出させる自治体もある。</p> <p>さらに、「指名競争入札参加資格審査申請」申請後の「変更届」についての書式・様式等についても、自治体毎に異なっており、この事務負担も同様に大きい。</p> <p><書式・様式が異なるものの具体的文書名・実例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札参加資格審査申請書（本体） ・委任状 ・使用印鑑届、 ・暴力団排除に関する誓約書及び照会承認書、 ・役員名簿、 ・資本関係・人的関係調書、 ・業態調書、 ・承諾書（税権関係の調書）など。 <p>H28年度東北地方における独自・統一様式使用状況（実績）</p>		

提出自治体数（行政組合等含む）：215団体（うち建設工事211件、物品146件）

国交省など全国統一様式使用数：建設工事31件、物品21件

自治体独自様式使用数：建設工事180件、物品125件

但し、上記数字は、申請書様式のみの数値。

指名願い 申請書に関し	独自様式		統一様式	
	工事	物品	工事	物品
青森県内	4	9	11	7
秋田県内	19	14	7	5
山形県内	31	26	2	2
岩手県内	28	15	6	3
宮城県内	29	26	4	3
福島県内	69	35	1	1
合計	180	125	31	21

（経団連・企業29）

建設業者が建設工事の一般競争（指名競争）参加資格を得るには、発注者たる各自治体の資格審査が必要となる。

東京都では、都を除く23区をはじめとする58自治体について東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービスを利用することで、申請、並びに代表者、住所等の変更手続きを一括で行うことができる。一方、神奈川県は県と一部自治体は共通の申請手続きが可能であるものの、横浜市、川崎市等、複数自治体では独自の手続きが必要であり、自治体ごとに異なる添付書類を提出しなければならない。また全国の自治体でも同様であり煩雑な手続きを強いられている。

全国の自治体で統一したシステム構築を行うことができれば官民双方の事務手続きの簡略化が図れ、相当程度の業務削減につながるものと思われる。

上記審査申請については、国、都をはじめ他自治体では2年ごとの申請手続きとなっているが、東京電子自治体共同運営サービスは毎年申請が求められている。同サービスについても2年ごとの申請手続きとしていただきたい。

（経団連・企業6）

地方自治体の競争入札に参加するためには、地方自治体ごとに定められた「競争入札の参加資格申請書」を作成する必要がある。

申請手続きに当たっては、趣旨が同じ書類であるにもかかわらず、提出先の自治体によって様式が異なっている、提出先によっては持参や郵送を求められ提出方法が異なる、といった都道府県及び市町村において、添付書類に統一性がなく、複数自治体に申請しようとする事業者にとっては手続きの煩雑化でしかない。

添付書類の統一化及び各都道府県における提出先の一本化が図られれば、申請事業者

の事務負担は大きく軽減されることから、早急に取り組むべきである。

(全国中小企業団体中央会)

改善方策の検討結果

〔改善方策の内容〕

提案者から地方公共団体に統一化する様式案を提示するなどし、地方公共団体が自主的に連携し、対応することが適当であるところ。

〔当該改善方策の実施時期〕

適宜、地方公共団体からの相談があれば対応してまいりたい。

〔当該改善方策とする理由〕

競争入札参加資格審査申請の手続きについては、地方自治法や地方自治法施行令で規定しているものではなく、各地方公共団体が必要に応じ適宜定めているもの。

また、競争入札参加資格は、入札による契約の適正な執行のために、各地方公共団体において必要があるときは、契約の種類や金額に応じ、入札参加者の実績や経営の状況等について、参加資格の要件を自主的な判断に基づいて設けることができるものであることから、いかなる要件を参加資格とするかは各地方公共団体によって異なるものであり、その要件に応じた申請書類や添付書類が求められることから、国としてルール化することはなじまないものと考えられるため。

改善方策の検討を求める書式等 - 3

所 管 府 省	総務省	自治税務局企画課
書式等の名称	納税証明書交付申請書	
手続の根拠規定	地方税法第20条の10	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>各種「納税証明書」を申請する交付申請書についても、書式・様式が異なるために業務上の支障が生じている。</p> <p>県税・市税と証明内容が異なるため統一書式・様式の作成は、不可能と思われるが、なるべく統一化を図り、共通書式・様式の実現化を図って頂きたい。</p> <p>また、地方自治体によっては、会社代表者自筆（ゴム印使用不可）の交付申請書提出を求めているが、大企業では対応が難しいので、ゴム印使用可として頂きたい。</p> <p>【 「納税証明書交付申請」に係る現状について 】</p> <p>A．現状・ファクト</p> <p>建設工事及び物品製造販売入札参加資格審査申請における添付証明書として当該手続きを必要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道地区：北海道、札幌市 合計 2 件（2017.11.28 現在） ・東北地区：東北 6 県 5 市 合計 11 県市（2017.11.28 現在） ・神奈川県：1 団体（かながわ共同）、5 自治体（2017.11.28 現在） ・北陸地区：2 県 2 市（石川県、富山県、金沢市、富山市）（2017.11.28 現在） ・関西地区：10 件（2017.11.28 現在） ・中国地区：中国 5 県 6 市 合計 11 県市（2017.11.28 現在） ・四国地区：8 件（2017.11.28 現在 合計 52 自治体等（未回答分除く） <p>尚、上記は今回情報収集ができた地域のみ。以下地域の情報を除く。</p> <p>< 調査が出来ていない地域 ></p> <p>東京、千葉、茨城、山梨、埼玉、栃木、群馬、新潟、長野、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄</p> <p>B．書式・様式が異なることにより発生する追加的な作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全自治体の交付請求書様式、記入方法が異なるためHPでの確認が必要。また委任状の要否、様式等取り扱いも自治体により異なり都度確認が必要。 ・記載内容や記載方法を自治体ごとに確認が必要。 ・自治体ごとの書式の保存、管理が必要。 <p>受領者への委託について、記載内容（生年月日の要否）や様式（別紙委任状の要否）が異なる。</p> <p>請求者の要件について、代表者（社長）のみ可とするところ、受任者（支社長等）で可とするところ、押印のみ受任者で可とするところがあり、押印に関わる社内手続き</p>		

も異なる

郵送にて請求した場合の、受領者の本人確認書類の要否が異なり、確認等が必要。

- ・ 所定様式が P D F の自治体があり手書きが必要。(手作業による書類の作成)
- ・ 不定期での様式変更が行われているため、請求都度様式及び記入方法の確認作業発生。

- ・ 交付請求者が委任者のみ、受任者でも可能とバラつきがあり、押印に係る社内手続き事務処理時間も異なる。

- ・ 自社で保有のデータベース(会社数値)の再加工が必要
- ・ 書式にあわせたチェックが必要。(様式が統一されていないためいちいち個々のチェックが必要)

- ・ 誤記を避けるため、目視によるダブルチェック/トリプルチェックが必要。
- ・ 代表者(社長)直筆の交付請求書を必要とする自治体あり。(ゴム印の使用不可)
自治体窓口への交渉の結果、直筆が不可である場合、窓口で請求した社員が当社社員である証明を取るため、社内担当部門への電話での確認が必要。連絡先を記入した任意様式での連絡先届出書持参での交付請求要求あり。

自治体窓口担当者談：納税証明書の不正取得被害があり、直筆若しくは前述での確認作業を要する

C . Bにおける具体的なコスト

< 東北地区を管轄する当社支社の場合 >

- ・ 期間：7月～翌3月末までの間、1自治体につき概ね3回～4回

原則、証明書有効期限が切れる事なく上記期間内は継続し交付請求
但し、入札参加資格申請への添付として証明書発行日より1カ月以内等の条件がある場合には適宜請求。

- ・ 作成：1自治体概ね15～20分程度

自治体HP閲覧>様式の変更確認>ダウンロード>作成等

- ・ 人員：1人

< 神奈川県を管轄する当社支社の場合 >

- ・ 期間：9月～翌2月末まで

原則、証明書有効期限が切れる事なく上記期間内は継続し交付請求
但し、入札参加資格申請への添付として証明書発行日より1カ月以内等の条件がある場合には適宜請求。

- ・ 作成：1自治体概ね15～20分程度

自治体HP閲覧>様式の変更確認>ダウンロード>作成等

- ・ 人員：1人

< 中国地区を管轄する当社支社の場合 >

- ・ 期間：6月～翌4月末までの間、1自治体につき概ね3回～4回

入札参加資格審査申請期間中(概ね6月～翌4月 1～3月が多い)

証明書の原本添付指示や証明書発行日の指定を考慮して継続的に申請を繰り返す必要が

ある。

- ・作成：1自治体概ね15分程度

自治体HP閲覧>様式の変更確認>ダウンロード>作成等

- ・人員：1人(但し、押印者によっては、複数階層のチェックが必要)

D.書式・様式が統一された場合のメリット

・Cに費やす時間は1自治体概ね20分程度ではあるものの、書式・様式の統一化により1自治体15分程度の時間削減が可能と思われる。

その他

・本来は、指名競争入札参加資格審査申請の様式・添付書類(証明書類の有効期限含め)全体を統一することによって、業務品質向上(誤りの削減)・業務効率向上(自治体側の準備から指名願いの受付・審査までの一連の作業時間短縮、当社をはじめとする提出側の様式作成時間短縮)が図られるものであるという訴えが本論ですので、「納税証明書交付申請」については、書式・様式の違いの氷山の一角(一例)です。

(「指名競争入札参加資格審査申請書」については、ほぼ自治体の数だけ、書式・様式が存在する。

以上

(経団連・企業29)

改善方策の検討結果

〔改善方策の内容〕

納税証明書交付申請は、一般的には任意の書式でも法的には有効と考えられるが、様々な納税証明のニーズがあるため、地方団体における様式の定め方も多様となっていると理解している。

今回の意見は、入札参加資格申請の添付書類としての納税証明書に関するものであるが、納税証明を求める地域的範囲、税目、期間等は入札参加資格審査を行う団体の判断によるものであり、要求側(入札部局)のニーズもまちまちである。このため、税務部局で様式を統一することは困難ではないか。

これとは別に、入札参加資格審査申請以外の目的で納税証明書の交付申請を行う場合で様式統一のニーズがあれば、実情等を把握していきたい。

〔当該改善方策の実施時期〕

入札参加資格審査申請以外の目的で納税証明書の交付申請を行う場合で様式統一のニーズがあれば、適宜、実情等を把握するなど検討を行う。

〔当該改善方策とする理由〕

今回の意見は、入札参加資格申請のあり方についての問題であるため。